

広島県後期高齢者医療広域連合
監査委員告示第1号

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定により実施した広島県後期高齢者医療広域連合定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年1月23日

広島県後期高齢者医療広域連合
監査委員 賀来 伸夫
監査委員 中原 明夫

令和5年1月23日

広島県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告

監査委員 賀来 伸夫
監査委員 中原 明夫

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和4年度定期監査について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

4の監査項目における令和4年4月1日から令和4年10月31日までに執行された事務について監査を行った。

2 監査の期間

令和4年12月1日～令和5年1月23日

3 監査の方法

監査は、令和4年度（令和4年10月末現在）において執行している事務のうち、財務に関する帳簿等の提出を求め、事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 監査項目

(1) 収入に関する事務

市町分賦金，国，県，市町負担金，後期高齢者支援金等の収入に関する事務

(2) 支出に関する事務

総務費，保険給付費等の支出に関する事務

(3) 契約に関する事務

委託契約等契約の執行に関する事務

(4) 財産管理に関する事務

物品の管理に関する事務

5 監査の結果

監査の結果，事務処理上違法及び不当な予算の執行は認められず，また，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。